



2025 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社イチケン

代表者名 代表取締役社長 長谷川 博之
(コード番号 1847 東証スタンダード)

問合せ先 財務経理部長 高垣 健太郎
(TEL. 03-5931-5642)

会 社 名 株式会社マルハン

代表者名 代表取締役会長 韓 昌祐

問合せ先 経営企画部長 太田代 光英
(TEL. 03-5221-7777)

株式会社マルハンによる株式会社イチケン株式（証券コード：1847）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社マルハンは、2025 年 5 月 20 日、株式会社イチケンの株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社マルハン（公開買付者）が、株式会社イチケン（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 5 月 20 日付「株式会社イチケン株式（証券コード：1847）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社マルハン

代表者名 代表取締役会長 韓 昌祐

問合せ先 経営企画部長 太田代 光英

(T E L . 0 3 - 5 2 2 1 - 7 7 7 7)

株式会社イチケン株式（証券コード：1847）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社マルハン（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 5 月 20 日、株式会社イチケン（証券コード：1847、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、2025 年 5 月 20 日、対象者との資本関係の更なる強化により、対象者とより緊密な協業関係を構築し、対象者及び公開買付者双方の利益の拡大を図ることを目的として、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を、本公開買付けにより取得することを決定いたしました。本日現在、公開買付者は、対象者株式 2,342,800 株（所有割合（注）：32.27%）を所有しており、対象者のその他の関係会社である筆頭株主です。

（注）「所有割合」とは、対象者が 2025 年 5 月 20 日に公表した「2025 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（7,284,400 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（25,514 株）を控除した株式数（7,258,886 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

本公開買付けは特定の相手先からの対象者株式の取得を目的としたものではなく、公開買付者は、本公開買付けの結果、公開買付者と対象者の資本関係がより強く、緊密なものとなることを企図しており、また、公開買付者と対象者の関係強化による各種シナジーの実現の程度は、対象者株式の所有割合の増加の程度に比例的に増加すると考えていることから、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しておりません。

一方で、公開買付者は、対象者との間での資本関係の強化を企図しつつも、対象者株式の上場並びに対象者の上場会社としての独立性及び事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えており、対象者を公開買付者の連結子会社として支配権を獲得することは企図しておりません。また、対象者において将来的に東京証券取引所プライム市場への上場市場の変更を目指すことも視野に入れていることを踏まえ、その上場基準として要求される流通株式比率 35% 以上を安定的に確保する観点から、できるだけ多くの流通株式を維持すべく、公開買付者の所有割合が一定の範囲内にとどまっていることが望ましいと考えております。したがって、本公開買付け後において対象者が公開買付者の連結の範囲に含まれることがなく、かつ、他の対象者の株主の属性や対象者株式の所有状況、今後の対象者における株主構成の変動の可能性等を総合的に考慮し、対象者の流通株式比率 35% 以上を安定的に確保できる水準が維持されることが見込まれる株式数として、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を、本公開買付け後における公開買付者の所有割合が 40.00% となる対象者株式の数（2,903,600 株）から、本日現在において公開買付者が所有する対象者株式の数（2,342,800 株）を控除した株式数である 560,800 株（所有割合：7.73%）と設定しております。そのため、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限（560,800 株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社イチケン

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2025年5月21日（水曜日）から2025年6月24日（火曜日）まで（25営業日）

(4) 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年7月1日（火曜日）までとなります。

(5) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,500円

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
560,800株	—株	560,800株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（560,800株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（560,800株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(7) 決済の開始日

2025年7月1日（火曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年7月8日（火曜日）となります。

(8) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年5月21日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。